

(たき火)

第29条 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。
 2 たき火をする場合においては、消火の準備をし、かつ、十分な監視を行わなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならないこと、及びたき火をする際に火災予防上必要な措置を定めたものであり、平常の気象時におけるたき火の制限に係る一般的な規定である。なお、法第22条に基づき火災に関する警報が発令された場合は、第34条に基づき屋外でのたき火が禁止されることとなる。

【解説】

1 可燃物の近くでのたき火の禁止（第1項関係）

- (1) 「たき火」とは、火を使用する設備、器具を用いないで、又はこれらの設備、器具による場合でも、本来の使用方法によらないで火をたくことをいう。また、不用品の廃棄又は採暖のみならず、炊事、作業等の目的で火をたく場合も、本条に規定する「たき火」に該当する。
- (2) 「可燃物」とは、引火性の物品、爆発性の物品を含み、全ての燃えやすいものを総称している。ここで、「引火性の物品」とは、危険物第4類に属する物品のように点火源により発炎燃焼を起こす蒸気を発生するものをいい、「爆発性の物品」とは、燃焼速度が極めて早く、火薬類やニトロ化合物等のように瞬時に燃焼するものをいう。
- (3) 「可燃物の近く」とは、たき火の規模、可燃物の性状、気象条件等により実体的に判断する。

2 たき火をする場合の留意事項（第2項関係）

- (1) たき火をする場合は、水バケツや消火器等の消火準備をするとともに、たき火をしている間は目を離さないなど、たき火に起因する火災、周囲への火の粉の飛散防止をするための措置をとるとともに、万が一周囲に火の粉が飛散してしまった場合には、迅速に火の粉を消す等の対応をとる必要がある。
- (2) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をする場合は、第67条に基づき、あらかじめ所轄消防署長に届け出なければならない。届出については、第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）【解説】を参照すること。

3 その他

- (1) 本条の趣旨は、単に「たき火」をしてはならないということではなく、「引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近く」でたき火をしてはならないということ、たき火をする場合においては、消火の準備をし、かつ、十分な監視を行わなければならないことである。よって、指導に当たっては、当該内容に基づいた指導を行うこととなる。
- (2) ごみの焼却については、【参考】のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、本条【参考】において「廃棄物処理法」という。）により規制されている。ごみの焼却等に係る届出があった場合は、第67条【解説】「1 揚煙等の行為の届出」を参照すること。

【参考】ごみの焼却について

ごみの焼却については、消防法や札幌市火災予防条例ではなく、廃棄物処理法第16条の2において、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を処理してはならない。」と定められており、廃棄物の焼却は、処理基準に適合する焼却炉や一部の例外を除き、禁止されており、ドラム缶などで

焼却することはできない。

当該規定に違反した場合は、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円）が科せられる（廃棄物処理法第25条及び第32条関係）。なお、ほかの罰則と比較すると、例えば、暴行罪・脅迫罪（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）よりも重いものとなっている。過去には、自社の資材置き場で建築廃材を野外焼却したために、懲役1年・罰金40万円の刑が執行された事案もある。

ごみの焼却は、煙や悪臭等により周辺住民等に被害を及ぼし、ダイオキシンや有害物質の発生原因となるため、当該法律によって規制されている。

剪定した木枝については、燃やさず、定められた方法で処分しなければならない。

例外として認められる焼却については、「どんと焼き」、「キャンプファイヤー」等があるが、これらの焼却であってもむやみに焼却してよいということではなく、煙や悪臭等による苦情が寄せられるような場合は、指導の対象となる。また、このような場合でも、ビニールやプラスチック類の野外焼却はできない。

先述の「処理基準に適合する焼却炉」は、次の条件を満たす必要がある。

- 1 焼却室内が外気と接することなく800度以上の温度で焼却できること。
- 2 焼却に必要な空気の通風が行われるものであること。
- 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できること。
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定できること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置があること。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- （1）一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- （2）他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- （3）公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）】

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- （1）国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- （2）震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- （3）風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- （4）農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- （5）たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの